処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第１１条第８項
処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第１１条第１項～第４項、第８項（許可の取消し及び仮領置）、同第２７条第１項（提出命令）
処　分　基　準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全企画課　営業支援指導係 （電話　018-863-1111　内　3054、3055）
備　　考：